## クーリング・オフについて

クーリング・オフとは、契約後一定期間内であれば無条 件で契約を解除できる制度のことをいいます。クーリング・ オフをする際は、右のような通知書を作成し、書面の両面 をコピーして、簡易書留など記録が残る方法で郵送します。

## (注意)

クーリング・オフができる契約は訪問販売などに限 られています。

通信販売などではクーリング・オフができません。 詳細については消費生活相談窓口にお尋ねください。

## 通 知

次の契約を解除することを通知します。

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 000

契約金額  $\bigcirc\bigcirc$ 

販売会社 株式会社〇〇〇

支払った代金○○円を返金し、商品を 引き取って下さい。

> 平成〇年〇月〇日 氏名〇〇〇

困ったときはすぐ相談 ☎893-4411 内線433 月曜~金曜 10時~12時、13時~16時

## 他にもこんな相談がよせられています。

今回紹介した4つの事例の他にも、消費生活相談窓口にはさまざまな相談がよせら れています。

- ●病気になり借金の返済ができなくなった
- ●インターネットでアダルトサイトを閲覧していたら、突然、 登録料を請求する画面が現れた。
- ●申し込んだ覚えのない海外宝くじが当選したと手紙できた。
- **●無料のお試しヨースだけのつもりでエステへ行ったら、** 強引に契約をせまられた。
- ●無料の不用品回収を依頼したら、高額な請求をされた。

このような事例でお困りの際は、消費生活相談窓口までご相談ください。 毎月第4火曜日は、不動産無料相談会を行っております。

☎893-4411 内線433 月曜~金曜 10時~12時、13時から16時